

杉並区告示第 202 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

令和 8 年 6 月 3 日

杉並区長 岸 本 聡 子

件 名	自動販売機設置事業者公募
入札物件	別表のとおり
参加資格条件	<p>(1) 個人にあつては杉並区内で事業を営んでいること。法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有していること。</p> <p>(2) 飲料用自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営するものに限る。）について、令和 8 年 5 月末日時点において、3 年以上の実績を有していること。</p> <p>(3) 次のすべてに該当しない者であること。</p> <p>①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者</p> <p>②杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年 1 月17日杉並第53890号）の第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等</p> <p>③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主幹者又はその他の構成員</p> <p>④公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその代表者、主幹者又はその他の構成員</p> <p>⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者</p> <p>⑥杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱による指名停止を受けている者</p> <p>⑦杉並区の実施した一般競争入札による貸付けにおいて、落札者と決定されたにもかかわらず、入札した土地又は建物に係る賃貸借契約を締結しなかった者及び公園施設設置許可の申請をしなかった者で、当該入札の落札者と決定された日から 2 年を経過していない者</p>

入札の無効	<p>(1) 入札に参加する資格がない者のした入札</p> <p>(2) 入札書が指定の日時までに到達されていないもの</p> <p>(3) 入札書の金額表示を訂正したもの、又は金額を改ざんした入札</p> <p>(4) 予定価格に達していない入札</p> <p>(5) 入札書の記載が不明なもの（¥マークの記載漏れなど）又は入札書に記名若しくは押印がないもの</p> <p>(6) 同一物件の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は後発のもの</p> <p>(7) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札</p> <p>(8) 前各号のほか、入札に関する条件に著しく違反した入札</p>
参加申込方法	<p>杉並区総務部経理課財産管理係に、必要書類を郵送で提出する。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①一般競争入札参加申込書兼宣誓書</p> <p>②ア 法人の場合は、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（ともに発行後3か月以内、原本）</p> <p>イ 個人の場合は、住民票及び印鑑登録証明書（ともに発行後3か月以内、原本）</p> <p>③都内に本社（本店）がない法人の場合は、事業開始等申告書提出済証明申請書・都税事務所、都税支所で取得可能です（発行後3か月以内、原本）</p> <p>・ただし、令和8年5月末日時点で杉並区において、入札により自動販売機を設置している場合は不要です。</p> <p>④設置する自動販売機及び回収ボックス並びに販売品目のカタログ</p> <p>⑤令和8年5月末日時点で、自らが自動販売機の3年以上管理・運営していることがわかる物件の契約書の写し</p> <p>・現在杉並区において、入札により自動販売機を設置している場合は不要です。</p> <p>⑥委任状</p> <p>・法人代表者以外の代理人が入札する場合は提出すること。</p> <p>⑦入札書</p> <p>・入札案内書で指定する形式で提出すること。</p> <p>なお、提出書類は返却不可とする。</p>
入札締切日	令和8年7月3日（金）午後5時到達分までを受理する。
開札日時・場所	令和8年7月9日（木） 午前10時 杉並区役所本庁舎 東棟5階 経理課入札室
落札通知	落札者には郵送で通知する。 落札通知を受けた者には、賃貸借契約書を交付する。
入札保証金	免除とする。
契約保証金	免除とする。

留意事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 契約締結期限 令和8年7月13日(月)(2) 契約担当者 杉並区長 岸本 聡子(3) 貸付期間 別表に記載のとおり(4) 準拠規定 杉並区契約事務規則、杉並区公有財産管理規則
問い合わせ先	杉並区総務部経理課財産管理係 (直通電話：03-5307-0779)

別表

自動販売機設置事業者公募（令和8年7月開札分） 入札物件一覧

物件番号	物件名	設置場所	所在地	設置機種・台数	販売品目・台数	賃貸借期間	売上実績 (令和7年度)		最低入札価格 (月額貸付料)
							本数	金額	
1	コミュニティふらっと本天沼	屋外	本天沼二丁目 12番10号	通常型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年8月1日から 令和11年3月31日まで	2,860 (※1)	¥415,720 (※1)	¥3,485
2	杉並区児童相談所	1階待合	阿佐谷南一丁目1 4番8号	災害対応型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年10月1日から 令和11年3月31日まで	—	— (※2)	¥3,485 (※3)
3	荻窪地域区民センター	地下2階	荻窪二丁目34番2 0号	災害対応型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年10月1日から 令和11年3月31日まで	—	—	¥3,485 (※3)(※4)

※1：提示している売り上げ実績は、当該施設1階部分に屋内設置していた際の実績となりますので、ご注意ください。

※2：新規設置箇所のため、売上実績を提示しません。

※3：物件番号2及び3については、建物の貸付けとなりますので、入札価格に消費税額を加えた額を貸付料とします。

※4：物件番号3については、令和7年度は休館期間のため売上実績を提示しませんが、令和5年～6年の売上実績を踏まえ最低入札価格を設定しています。